

医療DXに係る診療報酬上の評価について

8月20日に医療DXに関する加算である医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算について告示・通知等が発出され、10月より順次見直されます。

本号では、見直し内容について、9月に発出された疑義解釈の内容も含め一部ご紹介します。

Topic解説

見直しの背景

今回の見直しは、令和6年度診療報酬改定の答申書附帯意見（以下参照）を踏まえた対応です。

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の評価の在り方について令和6年度早期より見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの保険証利用の利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けて検討を行うこと。

加えて、医療DX推進体制整備加算について、電子処方箋の導入状況および電子カルテ共有サービスの整備状況を確認しつつ、評価の在り方について引き続き検討すること。

医療DX推進体制整備加算の見直しの概要

医療DX推進体制整備加算は、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下、マイナ保険証利用）の実績（利用率）により、加算1～3の3段階に分かれます。更に加算1,2では新たな施設基準が設けられます。なお、利用率は2025年1月から再度変更され、10月時点と比較して、求められる利用率が倍増されます。（例：加算1の場合 15%⇒30% ウラ面表1参照）

| 2024年9月30日まで | 2024年10月1日以降 |
|--|---|
| 調剤基本料 医療DX推進体制整備加算 4点 [施設基準]（要旨） （7）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用） | 調剤基本料 医療DX推進体制整備加算 1 7点 [施設基準]（要旨） （7）マイナンバーカードの健康保険証利用について、 十分な実績 を有していること。 （新）マイナポータル の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。 |
| | 医療DX推進体制整備加算 2 6点 [施設基準]（要旨） （7）マイナンバーカードの健康保険証利用について、 必要な実績 を有していること。 （新）マイナポータル の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。 |
| | 医療DX推進体制整備加算 3 4点 [施設基準]（要旨） （7）マイナンバーカードの健康保険証利用について、 実績 を有していること。 |

Topic解説

<前ページより>

表1 各加算で求められるマイナ保険証の利用率

| マイナ保険証利用率 | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 適用時期 | 令和6年10月～12月 | 令和7年1月～3月 |
| 加算1 | 15% | 30% |
| 加算2 | 10% | 20% |
| 加算3 | 5% | 10% |

マイナ保険証利用率求め方

マイナ保険証の利用者数の合計をレセプト枚数で除した、**レセプト件数ベースマイナ保険証利用率**で算出しますが、2024年10月から2025年1月はマイナ保険証の利用件数をオンライン資格確認等システムの利用件数で除した、**オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率**を用いることも可能です。

また、いつの実績を参照するのかについて、

- ①レセプト件数ベースマイナ保険証利用率：適用時期の3～5か月前の最高値
- ②オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率：適用時期の2～4ヶ月前の最高値を用いることができます。（表2参照）

表2 各適用月毎の参照可能なマイナ保険証利用率の実績

| | 参照可能なマイナ保険証利用率の実績 | |
|--------|-------------------|-----------------|
| | ①レセプト件数ベース | ②オンライン資格確認件数ベース |
| 10月適用分 | 5～7月の最高値 | 6～8月の最高値 |
| 11月適用分 | 6～8月の最高値 | 7～9月の最高値 |
| 12月適用分 | 7～9月の最高値 | 8～10月の最高値 |
| 1月適用分 | 8～10月の最高値 | 9～11月の最高値 |
| 2月適用分 | 9～11月の最高値 | (経過措置終了) |
| 3月適用分 | 10～12月の最高値 | (経過措置終了) |

今後の議論による。答申書附带意見参照

答申書附带意見

今回の見直しに関しても以下の答申書附带意見が出されています。

- 1 医療DX推進体制整備加算に係る令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件の設定に当たっては、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、本年末を目途に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に向けた取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定すること。
- 2 医療DX推進体制整備加算について、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備状況や運用の実態等を十分に確認した上で、評価のあり方及び必要な対応について検討すること。

医療DX推進体制整備加算に関する疑義解釈（一部抜粋）

ここからは9月に発出された医療DX推進体制整備加算に関する疑義解釈を一部紹介します。

Q. すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、令和6年10月1日からの医療DX推進体制整備加算の評価の見直し及びマイナ保険証利用率要件の適用に伴い、施設基準の届出を改めて行う必要があるか。

A. すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、届出直しは不要であること。ただし、すでに施設基準を届け出た保険薬局において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、10月1日以降、医療DX推進体制整備加算を算定できないこと。

Q. 各保険薬局は、自らの「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」・「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」をどのように把握すればよいか。

A. 社会保険診療報酬支払基金から毎月中旬頃に電子メールにより通知される予定である。なお、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインして確認することも可能である。

（参考）医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

Q. 保険薬局の責めによらない理由により、マイナ保険証利用率が低下することも考えられ、その場合に医療DX推進体制整備加算が算定できなくなるのか。

A. 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」・「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」ともに、その時点で算出されている過去3か月間で最も高い率を用いて算定が可能である。

Q. 社会保険診療報酬支払基金から通知されたマイナ保険証利用率を確認次第、月の途中から当該利用率に応じた当該加算の算定を行うことは可能か。

A. 通知されたマイナ保険証利用率に基づく当該加算の算定は、翌月の適用分を通知しているため、翌月1日から可能。

Q. 当該加算の施設基準通知において、「医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」、及び「医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とあるが、具体的にはどのように用いることができるのか。

A. 例えば令和6年10月分の当該加算算定におけるマイナ保険証利用率については、同年7月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が適用されるが、同年5月あるいは6月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

また、令和6年10月から令和7年1月までの経過措置期間においては、例えば令和6年10月分の当該加算算定において、同年8月のオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることができるが、同年6月あるいは7月のオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることができる。

Topic解説

医療情報取得加算の見直しの概要

現行はマイナ保険証の利用の有無等により点数が異なっていますが、令和6年12月以降、点数が一本化されます。

| 2024年11月30日まで | 2024年12月1日以降 |
|---|------------------------------|
| 調剤管理料 医療情報取得加算 1 (6月に1回) 3点 医療情報取得加算 2 (6月に1回) 1点 | 調剤管理料 医療情報取得加算 (1年に1回) 1点 |

医療情報取得加算に関する疑義解釈の取り扱いについて

9月3日に発出された事務連絡『医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）』では以下のように記載されています。

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第262号）等については、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」（令和6年8月20日保医発0820第1号）等により、令和6年10月1日（医療情報取得加算に係る改正規定については令和6年12月1日）より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、令和6年度診療報酬改定にかかる「疑義解釈資料の送付について」の医療情報取得加算に関する疑義解釈の一部※については、令和6年12月1日以降、「医療情報取得加算 2 又は医療情報取得加算 4」、「医療情報取得加算 1 又は医療情報取得加算 3」、「医療情報取得加算 1 又は 2」、「医療情報取得加算 3 及び 4」、「医療情報取得加算 1 及び 2」、「同加算 3」、「同加算 4」、「医療情報取得加算 3 又は医療情報取得加算 4」とあるのは、「医療情報取得加算」と読み替えるものとするともに、「調剤点数表関係」において「6月」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

※医療情報取得加算に関する疑義解釈の一部

「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
別添 1、別添 5 及び別添 6

「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和6年4月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
別添 1 及び別添 3

「疑義解釈資料の送付について（その4）」（令和6年5月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
別添 5

参考：厚生労働省_令和6年度診療報酬改定について_保医発0820第1号（2024/08/20）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

YouTube_徹底解決！マイナ保険証への医療現場の疑問 解消セミナー-医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて（2024/07/19）

<https://www.youtube.com/watch?v=ppp2tBHjGBY>

厚生労働省_中央社会保険医療協議会 総会（第592回）（2024/07/17） 総-8,総-9 を基に作成https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41283.html

